

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	国民健康保険の保険者等への支援 (被災者の固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料(税)収入の減少に対する財政支援)		担当部局庁	保険局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	国民健康保険課	濱谷 浩樹			
会計区分	一般会計		施策名	IV-2-1 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条		関係する計画、通知等	地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律30号) 地方税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第113号) 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成23年総務省令第44号) 地方税法附則第55条に基づく平成23年度分の固定資産税等の課税免除に係る対象区域の指定方法等について(平成23年5月12日総務省令第24号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災市町村においては、地方税法の特例により、被災に伴う全区域や広範な区域にわたる固定資産税の課税免除の措置が行われているが、この結果、資産額に応じて賦課される国民健康保険料(税)収入が大幅に減少する。被災者が安心して医療を受けることができるよう、市町村保険者に対して一定の財政支援を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	市町村保険者に対して、固定資産税の課税免除に伴い保険料(税)額が減少した場合、減少相当分の1/2を国庫補助するもの。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
				411	411			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の果積に係る見込み	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	()年度				
単位当たりコスト	-		(円/ -)		算出根拠	-		
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				当該事業は、被災者が安心して保健・医療を受けられるために必要な措置であり、提言や基本方針に示されている諸原則や施策の考え方に合致している。 復興への提言 第2章(2)①被災者救援体制からの出発 復興の基本指針 5(2)①地域の支え合い(iii)				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				国民健康保険料の収入減に対する国庫補助であり、被災地のニーズに合った優先度が高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				被災保険者に対して国民健康保険料の収入減に対する財政支援を行うことが、被災者への経済的生活支援に繋がることから、効果的な事業である。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				被災保険者に対して国民健康保険料の収入減に対する財政支援を行うことが、被災者への経済的生活支援に繋がることから、効果的な事業である。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				被災地域における円滑・適正な医療を確保するため、国民健康保険事業の保険者である市町村に対し、国として補助するものである。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				被災被保険者の保険料減免措置に対する国の支援と同様、国民健康保険料の収入減に対し国庫補助するものであり、整合性はとれているものである。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				平成23年度国民健康保険料(税)の算定により把握した減少相当額を、市町村が国に申請することにより補助が行われることから、事業の進行管理は適切に行われるものである。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。